

こ成事第467号
こ支総第48号
令和6年5月13日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
殿

こども家庭庁
成育局長
(公印省略)
支援局長
(公印省略)

令和6年能登半島地震による災害に係る
児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記の国庫補助金の協議については、「令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」（令和6年1月17日こ成事第4号、こ支総第5号こども家庭庁成育局長、支援局長通知）により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年1月1日から適用することとしたので通知する。

なお、今般の保育所の下限額の引き下げ及び複合施設の下限額の取り扱いの変更に伴い、新たに協議対象に該当した場合については本通知の発出日から30日以内まで申請を受理することとする。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知の貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>令和6年能登半島地震による災害に係る 児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領</p> <p>1 被災後の事務処理</p> <p>(1) 協議の対象事業及び対象経費</p> <p>ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。 ただし、こども家庭庁長官が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、こども家庭庁長官が別に定める施設は、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年6月15日付こ成事106号。以下、「交付要綱」という。）の第2の2、4及び5の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。</p> <p>イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については30万円以上）であること。 <u>ただし、交付要綱に定める施設及び「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日付蔵計第2150号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること（複合施設の協議額が80万円未満の場合における複合施設内の保育所、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、30万円以上であれば対象となる）。</u></p> <p>ウ 借用土地等災害復旧事業（交付要綱における別記1の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。</p> <p>エ 借用土地等災害復旧事業については災害復旧費協議額一件につき30万円以上であること。</p> <p>オ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、公立の幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。</p> <p>カ 降灰の除去事業については、一学校ごとの降灰除去事業に要した費用が市町村立学校においては30万円以上、都道府県立学校においては60万円以上であること。</p> <p>(2) 協議書類及び提出部数</p> <p>ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の場合 （ア）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-1号） 3部 （イ）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部</p> <p>イ 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設等の場合 （ア）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-2号） 3部</p>	<p>別紙</p> <p>令和6年能登半島地震による災害に係る 児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領</p> <p>1 被災後の事務処理</p> <p>(1) 協議の対象事業及び対象経費</p> <p>ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。 ただし、こども家庭庁長官が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、こども家庭庁長官が別に定める施設は、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年6月15日付こ成事106号。以下、「交付要綱」という。）の第2の2、4及び5の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。</p> <p>イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所については40万円以上、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については30万円以上）であること。</p> <p>ウ 借用土地等災害復旧事業（交付要綱における別記1の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。</p> <p>エ 借用土地等災害復旧事業については災害復旧費協議額一件につき30万円以上であること。</p> <p>オ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、公立の幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。</p> <p>カ 降灰の除去事業については、一学校ごとの降灰除去事業に要した費用が市町村立学校においては30万円以上、都道府県立学校においては60万円以上であること。</p> <p>(2) 協議書類及び提出部数</p> <p>ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の場合 （ア）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-1号） 3部 （イ）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部</p> <p>イ 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設等の場合 （ア）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-2号） 3部</p>

- (イ) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部
- ウ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の場合
 - (ア) 国庫補助事業計画書（様式第3号） 3部
 - (イ) 降灰除去国庫補助事業計画一覧表（様式第4号） 1部
 - (ウ) 降灰除去実施報告書（様式第5号） 1部
 - (オ) 降灰除去実施報告一覧表（様式第6号） 1部
 - (エ) 降灰除去事業施設別表（別表） 1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市又は法人の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から60日以内に提出すること。

なお、これによりがたい場合は、様式2号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生局に提出すること。

2 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事着工は協議書提出以前においても可能であるが、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局（以下、「担当部局」という。）の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、メジャー等を添える等できるだけ明瞭に撮影するなどして、実地調査等に支障を生じないよう留意すること。

なお、本通知による協議の提出期限前であっても、担当部局は必要な協議書等を受理し準備が整った段階で、可能な事業から実地調査等の実施に向けた調整を行うこと。

3 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の周知徹底

施設の早急復旧を図るため、児童福祉施設等災害復旧費補助金が、今回の令和6年能登半島地震による災害において被害を受けた児童福祉施設等に遺漏なく活用されるよう、管内市町村、児童福祉施設等、関係団体等、関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段のご配慮をお願いする。

別紙

児童福祉施設等災害復旧費対象施設

- (イ) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部
- ウ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の場合
 - (ア) 国庫補助事業計画書（様式第3号） 3部
 - (イ) 降灰除去国庫補助事業計画一覧表（様式第4号） 1部
 - (ウ) 降灰除去実施報告書（様式第5号） 1部
 - (オ) 降灰除去実施報告一覧表（様式第6号） 1部
 - (エ) 降灰除去事業施設別表（別表） 1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市又は法人の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から60日以内に提出すること。

なお、これによりがたい場合は、様式2号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生局に提出すること。

2 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事着工は協議書提出以前においても可能であるが、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局（以下、「担当部局」という。）の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、メジャー等を添える等できるだけ明瞭に撮影するなどして、実地調査等に支障を生じないよう留意すること。

なお、本通知による協議の提出期限前であっても、担当部局は必要な協議書等を受理し準備が整った段階で、可能な事業から実地調査等の実施に向けた調整を行うこと。

3 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の周知徹底

施設の早急復旧を図るため、児童福祉施設等災害復旧費補助金が、今回の令和6年能登半島地震による災害において被害を受けた児童福祉施設等に遺漏なく活用されるよう、管内市町村、児童福祉施設等、関係団体等、関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段のご配慮をお願いする。

別紙

児童福祉施設等災害復旧費対象施設

施設名等	施設名
児童福祉施設等 児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（保育所型認定こども園を含む。） 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設
母子・父子福祉施設	児童家庭支援センター（※） 母子・父子福祉センター（※）
母子健康包括支援センター その他の児童福祉施設等	母子・父子休養ホーム（※） 母子健康包括支援センター（※） 児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 特例保育施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 幼稚園型認定こども園

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

様式第1-1号（略）

施設名等	施設名
児童福祉施設等 児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（保育所型認定こども園を含む。） 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設
母子・父子福祉施設	児童家庭支援センター（※） 母子・父子福祉センター（※）
母子健康包括支援センター その他の児童福祉施設等	母子・父子休養ホーム（※） 母子健康包括支援センター（※） 児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 特例保育施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 幼稚園型認定こども園

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

様式第1-1号（略）

様式第1-2号(略)

様式第2号(略)

様式第3号(略)

様式第4号(略)

様式第5号(略)

様式第6号(略)

様式第1-2号(略)

様式第2号(略)

様式第3号(略)

様式第4号(略)

様式第5号(略)

様式第6号(略)

こ 成 事 第 4 号
こ 支 総 第 5 号
令和6年1月17日
第一次改正
こ 成 事 第 4 6 7 号
こ 支 総 第 4 8 号
令和6年5月13日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁
成 育 局 長
(公 印 省 略)
支 援 局 長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震による災害に係る
児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、標記災害において適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別 紙

令和6年能登半島地震による災害に係る 児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、こども家庭庁長官が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、こども家庭庁長官が別に定める施設は、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年6月15日付こ成事106号。以下、「交付要綱」という。）の第2の2、4及び5の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については30万円以上）であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日付蔵計第2150号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること（複合施設の協議額が80万円未満の場合における複合施設内の保育所、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、30万円以上であれば対象となる）。

ウ 借用土地等災害復旧事業（交付要綱における別記1の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。

エ 借用土地等災害復旧事業については災害復旧費協議額一件につき30万円以上であること。

オ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、公立の幼保連携型認定子ども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。

カ 降灰の除去事業については、一学校ごとの降灰除去事業に要した費用が市町村立学校においては30万円以上、都道府県立学校においては60万円以上であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の場合

(ア) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-1号） 3部

(イ) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

- イ 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設等の場合
 - (ア) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-2号） 3部
 - (イ) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部
- ウ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の場合
 - (ア) 国庫補助事業計画書（様式第3号） 3部
 - (イ) 降灰除去国庫補助事業計画一覧表（様式第4号） 1部
 - (ウ) 降灰除去実施報告書（様式第5号） 1部
 - (オ) 降灰除去実施報告一覧表（様式第6号） 1部
 - (エ) 降灰除去事業施設別表（別表） 1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市又は法人の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から60日以内に提出すること。

なお、これによりがたい場合は、様式2号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生局に提出すること。

2 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事着工は協議書提出以前においても可能であるが、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局（以下、「担当部局」という。）の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、メジャー等を添える等できるだけ明瞭に撮影するなどして、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

なお、本通知による協議の提出期限前であっても、担当部局は必要な協議書等を受理し準備が整った段階で、可能な事業から実地調査等の実施に向けた調整を行うこと。

3 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の周知徹底

施設の早急復旧を図るため、児童福祉施設等災害復旧費補助金が、今回の令和6年能登半島地震による災害において被害を受けた児童福祉施設等に遺漏なく活用される

よう、管内市町村、児童福祉施設等、関係団体等、関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段のご配慮をお願いする。

別 表

児童福祉施設等災害復旧費対象施設

施設名等	施設名
児童福祉施設等 児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（保育所型認定こども園を含む。） 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター（※）
母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター（※） 母子・父子休養ホーム（※）
母子健康包括支援センター その他の児童福祉施設等	母子健康包括支援センター（※） 児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 特例保育施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所

	小規模保育事業所 事業所内保育事業所 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 幼稚園型認定こども園
--	---------------------------------------------------------------------------------

(注) ※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

同一敷地内に整備の例

- 同一法人が、同一建物内で一体的に、こども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等の事業を実施している場合

障害者関係施設の例



高齢者関係施設の例



児童福祉施設の例

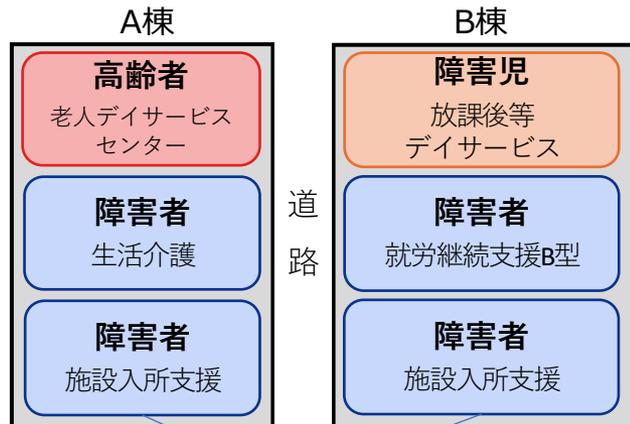


※所管を跨いだ複合施設の例



機能的に同一敷地内とみなされる整備の例

- 同一法人が、複数の建物で一体的に、こども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等の事業を実施している場合



1. 調査対象となる複合施設の要件

調査要領に記載されることも家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等の事業を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する複合施設に限る。

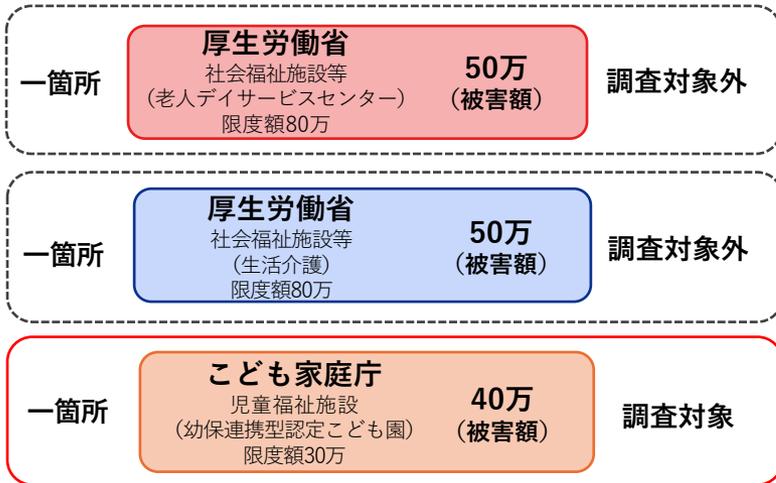
○留意事項

- ・申請者は同一である必要があるが、申請者と底地所有者は必ずしも同一である必要はないこと。
- ・子ども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等であれば、事業種別に制限はないこと。
- ・子ども家庭庁と厚生労働省に所管がまたがる複合施設で、交付要綱が別の場合であっても、一の施設として下限額を判断できること。
- ・複合施設の申請が否かは、子ども家庭庁所管施設・厚生労働省所管施設いずれであっても申請先が同一であるため地方厚生（支）局において確認可能。

2. 調査対象となる複合施設の事例

現行の取扱い

施設種別ごとの限度額が設定されているため、複合施設として限度額を満たす場合に調査対象とならない施設種別が存在する事例がある。

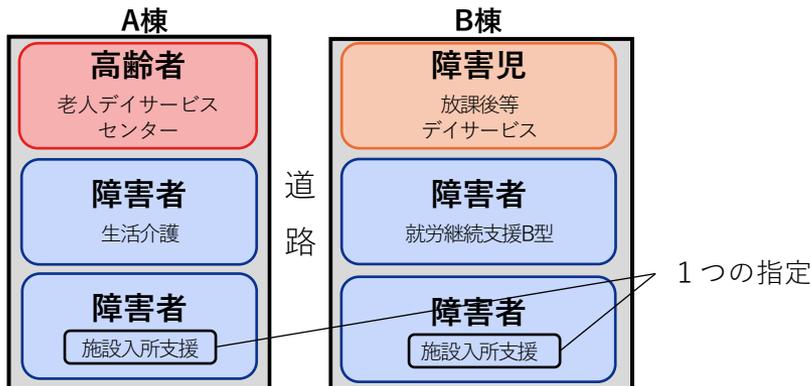


今般の取扱い

施設種別ごとの限度額を満たさない場合にも、複合施設として限度額を満たす場合には調査対象とする。



3. 機能的に同一敷地内とみなされる整備の例と要件



- 同一法人が、複数の建物で一体的に、子ども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等の事業を実施している場合

○留意事項

- ・対象となる事業種別、距離に制限はないが、道路（公道、私道の別を問わない）を隔てた別棟の建物が1つの施設・事業所等として指定を受けており、片方の建物だけでは施設・事業所等としての機能を果たさない場合は、機能的に同一とみなされる